

平成23年度

定置用リチウムイオン蓄電池  
導入促進対策事業費補助金

—対象機器の公募—

公 募 要 領

平成25年4月

## 目 次

1. 事業概要.....	1
1-1 事業目的 .....	1
1-2 事業概要 .....	1
1-3 事業スキーム .....	2
1-4 事業全体スケジュール（予定） .....	3
2. 補助対象.....	4
2-1 補助対象機器 .....	4
2-2 性能及び表示基準 .....	6
3. 安全基準.....	9
3-1 蓄電池部 .....	9
3-2 蓄電システム .....	9
4. 付帯設備及び工事費.....	9
4-1 付帯設備 .....	9
4-2 工事費 .....	9
5. 申請.....	13
5-1 機器登録を行う法人（機器製造事業者等）の要件.....	13
5-2 申請方法 .....	13
5-3 申請期間（一次受付） .....	14
5-4 審査及び結果の通知.....	14
5-5 提出先及び問い合わせ先.....	15
5-6 本事業の開始以降について.....	15
6. その他注意事項.....	16
別表1「型番管理と出荷証明書の基本ルール」 .....	18
蓄電システム登録申請書（様式1） .....	19
蓄電システム登録申請書（様式2） .....	20
蓄電システム登録申請書（様式3） .....	21
蓄電システム登録申請書（様式4） .....	22
蓄電システム登録申請書（様式5） .....	23

## 1. 事業概要

※事業概要については現時点での情報であり、今後変更の可能性があります。

### 1-1 事業目的

本事業は、電力需給対策の一環として、一般家庭及び事業所等で定置用リチウムイオン蓄電池（以下「蓄電池」と記述）の導入に際し、設置する機器及び付帯システム費用を補助し、電力使用の合理化の取り組みを促進することを目的とする。

### 1-2 事業概要

一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という。）が指定する定置用リチウムイオン蓄電池の導入を行う一般家庭や事業所等に対して、導入のための経費（蓄電システム費用、工事費用の一部）を予算の範囲内で補助する。

#### (1) 補助金事業名

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

#### (2) 予算額

210億円の内数

#### (3) 補助対象

- ① S I I が指定する蓄電システム（蓄電池部、蓄電システム構成機器及び蓄電システム以外の機器に付随しない計測・表示装置等の付帯設備）。
- ② 別紙に定める「定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金の補助対象基準」（以下、「補助対象基準」と記述）に準拠していることが、S I I により認められているもの。

※S I I は製造事業者等からの申請を受け付けその内容を審査し、対象となる機器への指定を行い、順次ホームページに記載する。

※中古品は対象外とする。

※申請代行手数料は、補助対象とならない。

#### (4) 補助対象者

- ① 日本国内において民生用住宅（※）を所有し、S I I が指定する蓄電システムを当該住宅に設置する個人。
- ② S I I が指定する蓄電システムを国内の民生用住宅の所有者に貸与する法人（リース事業者、新電力（P P S）事業者等）。
- ③ 日本国内において事業所に、S I I が指定する蓄電システムを設置する事業者。
- ④ S I I が指定する蓄電システムを国内の事業者に貸与する法人（リース事業者、新電力（P P S）事業者等）。

※民生用の一般住居用の建築物。集合住宅（分譲マンション等）における共有部分に設置する場合、法人格を有する管理組合のみ対象者となる。

### (5) 補助率

定率（1/3）

※民生用住宅（分譲マンション等の集合住宅を含む）に設置する個人の場合は、補助金額の上限を100万円とし、その範囲内で機器費の1/3を補助する。

事業所に設置する法人の場合は、補助金額の上限を1億円とし、その範囲内で機器費及び付帯設備費、工事費の合計額の1/3を補助する。

### (6) 事業期間

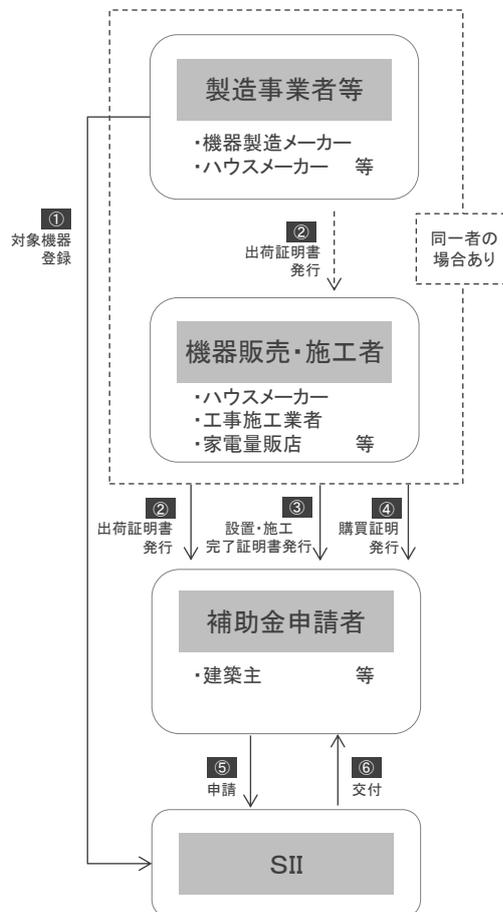
予約申請の公募開始から、平成26年3月31日まで。

ただし、上記期間中にSIIが指定する蓄電システムを設置し、補助金の支払いを完了させるため、補助金の申請期限は平成26年1月末日までとする。

※予約決定通知送付前に設置、着工した場合は対象外とする。

※申請の合計額が予算額に達した場合、補助事業期間内であっても事業は終了する。

## 1-3 事業スキーム（民生用住宅に設置する場合）



#### 1-4 事業全体スケジュール（予定）

3月14日（水）	対象蓄電システムの登録（公募）開始
3月15日（木）	対象機器公募説明会（東京会場）
3月23日（金）	機器登録一次締め切り（※）
3月26日（月）	対象機器公募説明会（仙台会場）
3月27日（火）	対象機器公募説明会（名古屋会場）
3月28日（水）	対象機器公募説明会（大阪会場）
3月29日（木）	対象機器公募説明会（福岡会場）
3月30日（金）	採択通知の送付 対象機器一覧の公表 予約申請の開始

※以降の申請については、一次登録締切までの申請分の審査を終え次第、随時審査を行い、対象製品として指定・登録を行うこととする。

## 2 補助対象

※補助対象については、今後、国内外における規格の整備の進捗その他の市場環境の変化に応じ、所要の措置を講じた上で修正する可能性がある。

### 2-1 補助対象機器

本事業で対象とするリチウムイオン蓄電池は、リチウムの酸化、還元で電氣的エネルギーを供給する充電式の蓄電池とする。

本事業の対象は、1.0kWh以上の蓄電池部と、電力変換装置を備えた蓄電システムとする。また、蓄電容量が10kWh以上の蓄電システムである場合、対象の蓄電システムを設置する工事費と、対象の蓄電システムに付随する筐体や表示装置などの「付帯設備費」を対象とする。詳細に関しては「補助対象基準」（別添1）を参照のこと。

#### (1) 補助対象の範囲

補助対象は下表の通りとする。

補助金受給者(申請主体)		-	個人(※1)	法人(※2)	
蓄電システムの蓄電容量		1.0kWh 未満	1.0kWh 以上	1.0kWh 以上 10kWh未満	10kWh 以上
蓄電システム	下記①②の両方を備えた蓄電システム ①蓄電池部(リチウムイオン蓄電池) ②電力変換装置(インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ(※3)等)	補助対象外	補助対象		
付帯設備	①キュービクル(※4) ②計測・表示装置(※5) など		補助対象外(※6)		補助対象
工事	①基礎工事 ②据付・配線工事 など		補助対象外		補助対象

※1 個人の補助金額の上限は100万円までとする。

※2 法人の補助金額の上限は1億円までとする。

※3 対象蓄電システムに付随するものに限ること。

※4 キュービクルとは、蓄電池並びに充電装置、逆変換装置、出力用過電流遮断器、配線等を収納する箱（外箱）であり、各種法令により定められた基準に準拠するものとする。

※5 他の機器に付随しない蓄電システム専用のものに限ること。

※6 蓄電システムと付帯設備共に認証を取得し、型番登録申請を行う場合、蓄電容量が1.0kWh以上、10kWh未満であっても、補助対象とする。

ただし、以下は補助対象外とする。

①撤去費（既存建築物解体費、既存設備の撤去費）、外構工事費及び設備本体に直接関係の

ない工事費。

- ②空調機、照明器具、発電装置等、負荷となる設備費。
- ③諸経費（設計費、管理費、交通費、会議費 など）。
- ④消費税。

(2) 補助対象製品の対象基準

S I I に対し、補助対象製品の登録を行う事業者（製造事業者等）は、該当製品が下表の技術基準に準拠していることを確認し、申請書に必要事項を記入のうえ、指定した提出書類とともにS I I に提出すること。

基準		技術基準	提出書類
性能及び表示基準		①蓄電容量、耐久性に関して、一定の基準を満たすこと。 ②定格出力、出力可能時間、保有期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。 ※詳細は「補助対象基準 2 性能及び表示基準」及び「性能基準項目の測定方法(別添1の別紙1)」を参照すること。	製品の添付書類など
安全基準	蓄電池部	「SBA S1101:2011((社)電池工業会発行)とその解説書(別添1の別紙2)」に準拠すること。 ※詳細は「補助対象基準 3 安全基準」を参照すること。	SII指定認証機関による部品認証に合格したことを証明する認証書など
	蓄電システム	「蓄電システムの一般及び安全要求事項(別添1の別紙3)」、または「蓄電システムの一般及び安全要求事項(2)(別添1の別紙4)」、及び「蓄電システムの一般及び安全要求事項(2)の補足(別添1の別紙5)」に準拠すること。 ※詳細は「補助対象基準 3 安全基準(別添1)」を参照すること。	SII指定認証機関による蓄電システム認証に合格したことを証明する認証書など

(3) 付帯設備及び工事費の対象基準

付帯設備及び工事費の補助申請を行う事業者（購入者）は、補助対象が下表の基準に準拠していることを確認し、S I I 指定の見積費用項目にて予約申請を実施すること。

基準	技術基準	提出書類
付帯設備及び工事費	①10kWh以上の蓄電容量の蓄電システムを設置するための付帯設備及び工事であること。 ②キュービクル、計測・表示装置に関して、一定の基準を満たすこと。 ③基礎工事、据付・配線工事について、一定の基準を満たすこと。 ※詳細は「補助対象基準 4 付帯設備及び工事費」を参照すること。	設置図面、配線系統図、工事費内訳書など

## 2-2 性能及び表示基準

補助対象製品の審査を申請する事業者（製造事業者等）は、該当製品が次に示す基本性能及び表示基準を満たすことを確認しなければならない。なお、表示は、蓄電池部と蓄電システムのどちらに関する事項であるかを明確にすること。

### 2-2-1 蓄電池部

蓄電池部とは、リチウムイオン蓄電池（単電池、または組電池）と、これを制御する制御部（バッテリーマネージメントユニット等）を含む、蓄電システムの構成部品である。

#### （1）定格容量

単電池の定格容量を指定すること。定格容量は、製造事業者が指定する放電条件で、少なくとも5時間にわたり供給できる電気容量とする。定格容量の単位はAhとする。

#### （2）公称電圧

単電池の電圧を指定又は同定するために用いられる適切な電圧値を指定すること。

#### （3）蓄電容量

単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の蓄電容量が、1.0kWh以上であること。蓄電容量を補助対象製品の添付書類に明記すること。蓄電容量の単位はWh、kWh、MWhのいずれかとする。

#### （4）耐久性

サイクル試験、保存寿命（フロート充電）試験の、少なくとも、いずれか一方の試験に合格しなければならない。合格した耐久性試験項目を補助対象製品の添付書類に明記すること。サイクル試験に合格した製品には「サイクル試験合格製品」、保存寿命（フロート充電）試験に合格した製品には「保存寿命試験合格製品」と明記すること。

##### ①サイクル試験

別添1の別紙1①②③に基づき、サイクル試験を行い、別添1のP・11のサイクル試験ステップ6で算出される試験後容量の定格容量に対する割合が60%以上であること。単電池のサイクル試験結果を表示する場合は、「500サイクル後の蓄電池容量：定格容量の～%」のように補助対象製品の添付書類に表示しても良い。数値の単位は%とする。さらに、500サイクルを超える場合のサイクル数とそれに対応する数値を表示することもできる。

##### ②保存寿命（フロート充電）試験

別添1の別紙1①②④に基づき、保存寿命（フロート充電）試験を行い、別添1のP・11の保存寿命（フロート充電）試験ステップ6で算出される試験後容量の定格容量に対する割合が75%以上であること。

単電池の保存寿命（フロート充電）試験結果を表示する場合は、「6ヶ月後の蓄電池容量：

定格容量の～%」のように補助対象製品の添付書類に明記しても良い。数値の単位は%とする。

## 2-2-2 蓄電システム

蓄電システムとは、蓄電池部とインバータ等の半導体電力変換装置等からなるシステムである。

### (1) 定格出力

定格出力を指定し補助対象製品の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

### (2) 定格出力可能時間

定格出力可能時間を補助対象製品の添付書類に明記すること。定格出力可能時間とは、定格出力を用いた場合の出力可能時間とする。定格出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

### (3) 出力可能時間の例示

①複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値で良い。

②購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

### (4) 保有期間

補助金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者(購入設置者)は、当該システムを法定耐用年数(6年間)の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。

このことを補助対象製品の添付書類に明記すること。

(5) 修理保証

対象システムの納品完了日（設置完了日）より、6年間の修理保証をしなければならない。ただし、無償修理、有償修理は問わない。

なお、修理保証として、対象システムの納品完了日（設置完了日）より6年間は、当該システムの所有者（購入設置者）からの求めに応じ、適切な点検及び修理を行うことを保証すること。また、当該システムの所有者からの求めに適切に対応することが可能な体制を維持し、保守部品等を保持すること。

(6) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄または回収する方法について、補助対象製品の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

(7) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、補助対象製品の添付書類に明記すること。

(8) 外形寸法

蓄電システムの外形寸法、及び重量が明記された書類をS I Iに提出すること。なお、蓄電システムが複数のユニットから構成されている場合は、各ユニットの外形寸法、及び重量を適切な単位で明記すること。

### 3 安全基準

補助対象製品の審査を申請する事業者（製造事業者等）は、該当製品が次に示す安全基準に合格した事を証明するために指定認証機関が発行する証明書類を提出すること。

#### 3-1 蓄電池部

蓄電池部については、S I I 指定の認証機関により、「SBA S1101:2011（(社)電池工業会発行）とその解説書（別添1の別紙2）」に基づく検査基準による認証がなされていること。

#### 3-2 蓄電システム

蓄電システムについては、S I I 指定の認証機関により、「蓄電システムの一般及び安全要求事項（別添1の別紙3）」または「蓄電システムの一般及び安全要求事項（2）（別添1の別紙4）」に基づく認証を受けること。ただし、「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に対応したJ I S規格が発行された後、機器登録申請される蓄電システムについては、S I I が指定した認証機関で、上記J I S規格に基づく認証を受けなければならない。

ただし、J I S規格発行後、一定の猶予期間を設ける可能性がある。

※蓄電容量が10kWh以上であり、蓄電システムの使用者（所有者）と、蓄電システムを登録申請する事業者（製造事業者等）の間で、蓄電システムの仕様に関する書面による合意が存在する場合は、S I I が安全基準について、別途定めることとする。

### 4 付帯設備及び工事費

蓄電容量10kWh以上の蓄電システムを事業所等に設置する場合であり、かつ申請者が法人格を有する場合のみ、以下の付帯設備及び工事費を補助対象とする。付帯設備及び工事費の補助申請を行う事業者（所有者）は、申請対象が以下の基準に準拠していることを確認し、申請書に必要事項を記入のうえ、指定した提出書類とともにS I I に提出すること。

#### 4-1 付帯設備

##### (1) キュービクル

屋内・屋外ともキュービクルは補助対象とする。なお、キュービクルとは、蓄電池並びに充電装置、逆変換装置、出力用過電流遮断器、配線等を収納する箱（外箱）であり、各種法令により定められた基準に準拠するものとする。

##### (2) 計測・表示装置

他の機器に付随しない計測・表示装置は補助対象とする。

#### 4-2 工事費

##### (1) 基礎関係工事

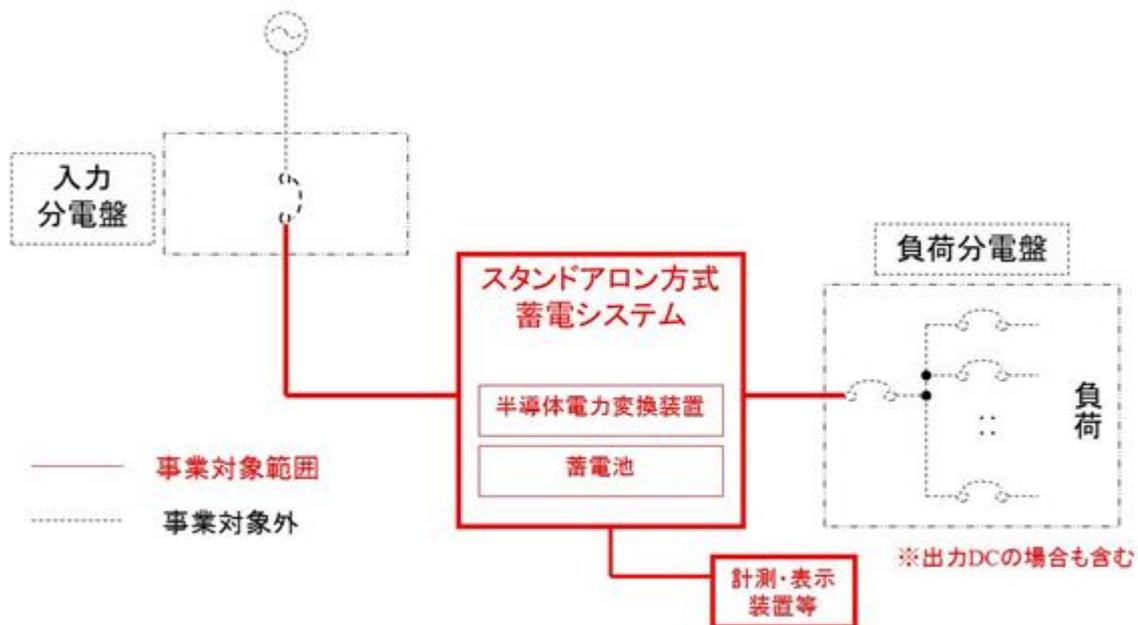
基礎工事は補助対象とする。ただし、既設建物の屋上設置の場合、屋上等防水処理工事

は必要最低限とする。新築建物の場合は、補助対象外とする。既設建物の補強工事、整地工事等は補助対象外とする。

## (2) 据付・配線工事

据付・配線工事は必要最低限の範囲内のものを補助対象とする。ただし、新築建物の場合は、補助対象外とする。配管、ラック、掘削埋戻しは必要最低限を補助対象とする。配線の補助金対象となる工事範囲としては、単線結線図1～3に例として示すように、交流分電盤（接地も含む）から蓄電システムまでと、蓄電システムから負荷分電盤（接地も含む）までを補助対象とする。また、蓄電システムの運用に必要な信号線工事も補助対象とする。

### 1. スタンドアロン方式工事範囲例

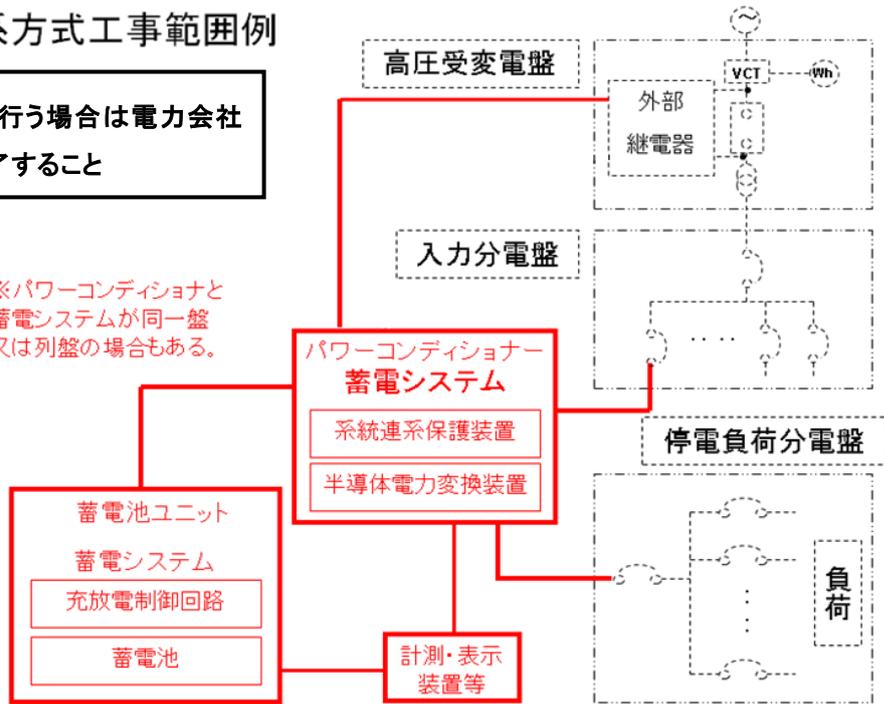


・蓄電システムに必要な接地端子までの配線工事は、補助対象とする。

## 2. 系統連系方式工事範囲例

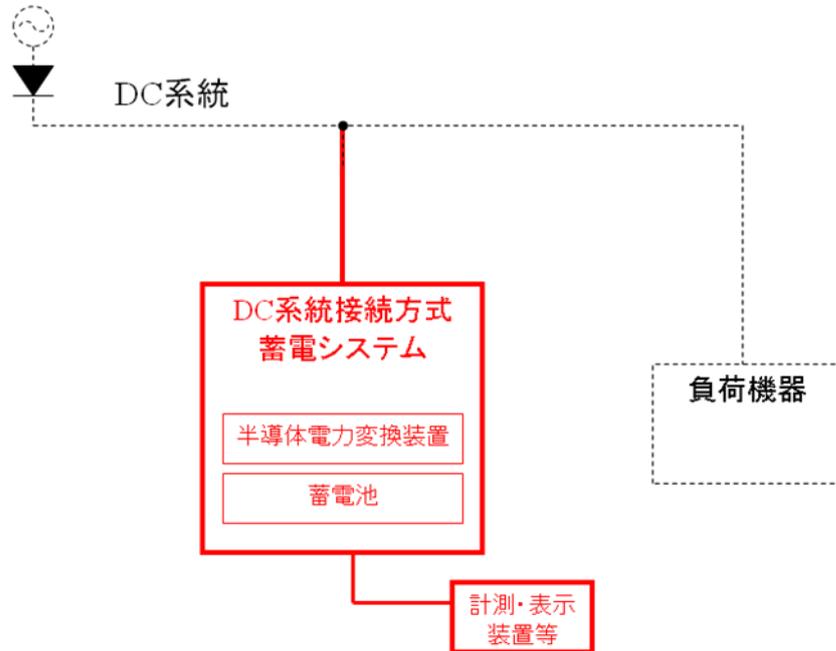
系統連系を行う場合は電力会社との協議を了すること

※パワーコンディショナと蓄電システムが同一盤又は列盤の場合もある。



—— 事業対象範囲 ・蓄電システムに必要な接地端子までの配線工事は、補助対象とする。  
 - - - - 事業対象外

## 3. DC系統接続方式工事範囲例



—— 事業対象範囲 ・蓄電システムに必要な接地端子までの配線工事は、補助対象とする。  
 - - - - 事業対象外

(3) 適用規格・法規等

本工事の設計・施工にあたっては、関連する下記の適用規格・法規等に基づくものとする。

- ①労働基準法
- ②労働安全衛生法
- ③電気事業法
- ④電気設備技術基準
- ⑤消防法及び関係法令
- ⑥建築基準法
- ⑦日本工業規格（J I S）
- ⑧日本電機工業会標準規格（J E M）
- ⑨日本電気規格調査会標準規格（J E C）
- ⑩日本電線工業会規格（J C N）

## 5. 申請

### 5-1. 機器登録を行う法人（機器製造事業者等）の要件

- (1) 補助対象に該当する蓄電システムを国内において出荷していること。
  - (2) 事業及び企業の継続性があること。
  - (3) 製造、販売事業者として、製造物責任法（PL法）を遵守できること。
  - (4) 一つ一つのパッケージ（※1）に対し、必ず出荷証明書（※2）の発行が行えること。型番については別表1「型番管理と出荷証明書の基本ルール」を参照すること。パッケージされる蓄電システムに対し、出荷証明書の発行が行えない場合、S I I 指定の出荷証明書を同梱し、出荷できること。
- ※1 パッケージとは、蓄電システムとして、指定認証機関により認証を受けた一連の機器を一つにまとめたものを意味する。
- ※2 出荷証明書とはパッケージ型番と固有の製造番号が印字されている証明書（保証書等）である。
- (5) 出荷・サービスに関しては情報セキュリティに配慮すること。
  - (6) 有償無償を問わず、対象蓄電システムの法定耐用年数の間、設置する蓄電システムの保証、修理、メンテナンス、サポートが継続して行えること。
  - (7) (6) を実行するための国内拠点を有すること。
  - (8) 使用済み蓄電池を適切に廃棄または回収する方法を使用者（所有者）に明示すること。

明示は、添付書類に明記するとともにホームページにも明記すること。

蓄電池部分が分離されるものについては蓄電池部の添付書類に明記すること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

### 5-2. 申請方法

#### (1) 申請単位

申請者が同一の場合は1申請につき複数の蓄電システムを申請することを可能とする。

#### (2) 申請方法

- ① S I I のホームページ (<http://www.sii.or.jp/>) より申請様式をダウンロード。
- ② 申請様式にデータ入力して申請書を作成。
- ③ 作成した申請書を出力して押印。  
※事業部単位の最高決裁者以上の押印とする。
- ④ 必要書類を全てそろえる。
- ⑤ 申請書様式及び必要書類を郵送（記録郵便）にて S I I に郵送。  
※申請様式及び必要書類をそれぞれ3部ずつ用意すること。  
※ただし、受領した申請書類に関しては返却いたしません。

### (3) 提出書類

提出書類に不備・不足等がある場合、選考の対象にならない場合があるので、注意すること。

No.	形式	書類名称	部数	備考
1	自由形式	申請法人の定款	1部	
2	自由形式	申請法人の概要	1部	
3	自由形式	決算報告書（直近3期分）	1部	
4	定型	商業登記簿謄本	1部	原本
5	様式1	蓄電システム登録申請書	1部	
6	様式2	蓄電システム登録情報	1部	
7	様式3	蓄電システム概要1	申請機器数分	
8	様式4	蓄電システム概要2	申請機器数分	
9	様式5	蓄電システム概要3	申請機器数分	
10	自由形式	製品仕様書（機器要件に係るもの）	申請機器数分	
11	自由形式	製品カタログ、取扱説明書、添付書類、保証書 等	申請機器数分	
12	自由形式	製品価格表	申請機器数分	
13	認証機関 指定形式	指定認証機関発行 機器安全基準チェックシート		写し
14	認証機関 指定形式	指定認証機関発行 蓄電池部認証書		写し
15	認証機関 指定形式	指定認証機関発行 蓄電システム認証書		写し

#### 5-3. 申請期間（一次受付）

平成24年3月14日（水）～平成24年3月23日（金） ※消印有効

※上記期間中に申請されたものが交付申請開始時の対象機器となる。

また、3月24日（土）以降、随時機器公募を行い、対象機器を追加登録する。

#### 5-4. 審査及び結果の通知

##### (1) 審査方法

関係分野の専門家からなる、外部委員会にて認められた基準に基づき審査を行う。

##### (2) 結果の通知

平成24年3月下旬ごろ、申請者宛てに書面にて通知する。

### (3) 補助対象機器の公表

採択された補助対象機器は、SII ホームページで公表する。

公表する内容は、以下のとおりとする。

- ・補助対象機器の名称
- ・補助対象機器の型番
- ・補助対象機器の概要
- ・機器製造事業者名
- ・機器製造事業者のサービス窓口情報

(補助対象機器に関するホームページのアドレスを含む)

### 5-5. 提出先及び問い合わせ先

(提出先)

〒104-0061

東京都中央区銀座 2-16-7 恒産第3ビル7階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ (SII)

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業 蓄電池対象機器担当宛

※封筒表面に赤字で『機器登録申請書在中』と必ずご記入ください。

※SIIから申請者に申請書受け取りのご連絡は行っておりません。

(問い合わせ先)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ (SII)

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業 蓄電池対象機器担当

TEL : 03-5565-6330

(平日 10:00~12:00、13:00~17:00)

### 5-6. 本事業の開始以降について

本事業実施期間中、リチウムイオン蓄電池市場の状況等を踏まえて本事業の補助対象機器の要件が変更される場合がある。その場合、SIIは変更内容及び対応方法について機器製造事業者等に事前に通知するとともに、その内容をSIIホームページにて公表する。

## 6. その他注意事項

- ・本事業で定める補助対象基準は補助対象を選定するための基準であり、対象とする蓄電システムの安全性についてS I Iが担保するものではない。設置された補助対象機器により発生する故障や欠陥、事故等の瑕疵についてS I Iは一切の責任を負わない。製品の瑕疵については、補助対象機器を出荷・販売した事業者等が責任を負うこととする。
- ・S I Iは、製品の恒常的な安全を促すために、必要に応じて格別の理由なく、単独、あるいは指定認証機関と共に製造事業者等の立入検査ができる。製造事業者等は、S I Iから検査の求めに応じなければならない。また、S I Iは、検査の結果に応じて、その事業者の指定機器をすべて対象外とする場合がある。
- ・蓄電池機器登録を行った申請者は、申請書類全てについて、その一式を本補助事業の終了後から最低5年間以上保管し、事業終了後においても閲覧や提出に協力しなければならない。
- ・蓄電池機器登録を行う申請書において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないこと。S I Iにより虚偽が認められた場合、当該製造事業者等に対して内部調査を指示し、その結果を文書でS I Iに報告させることができるものとする。
- ・前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、S I Iが審査のために必要であると認められるときは、当該機器及び関連資料の提出を命じ、製造事業者等の工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。
- ・前項により製造事業者等に不正行為があったと認められたときは、機器の指定を取消すとともに、製造事業者等の名称及びその内容を公表し、S I Iの所管する契約について一定期間指名等の対象外とすることができるものとする。
- ・補助金受給に係る不正行為について、S I Iにより指定機器製造事業者等の関係者の関与が認められた場合、その事業者の指定機器をすべて対象外とする場合がある。
- ・前項の規定による取消しを行った場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に平成23年度定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金（以下「補助金」という。）が交付されているときには、製造事業者等に対して期限を付して当該補助金相当額を請求するものとする。

- ・前項の補助金相当額を請求したときには、当該補助金受領者が補助金を受領した日から製造事業者等が納付する日までの日数に応じて、請求額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金をあわせて製造事業者等から徴収するものとする。
- ・製造事業者等が納付すべき額を納期日までに納付がない場合には、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

別表 1

「型番管理と出荷証明書の基本ルール」

### 型番管理と出荷証明書の基本ルール

「補助対象範囲(製品及びシステム)=機器費用」について「1つの型番=1つの出荷証明」で申請・審査を行い、以下のようなルールで運用する必要があります。

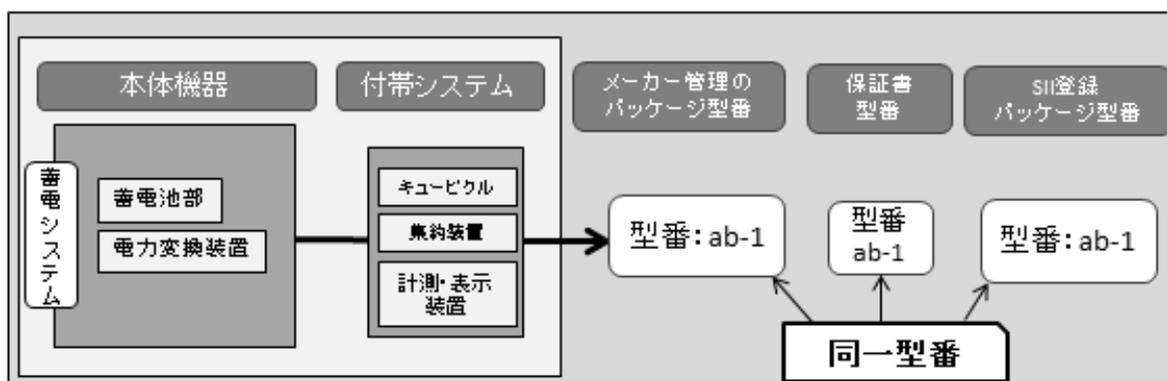
#### ■型番付番の基本ルール

- ① 機器登録は、原則としてパッケージごと(システム認証取得ごと)に型番登録を行う。
- ② 登録された同一型番について、組み合わせる機器の組み合わせは常に同一であること。  
 ※補助対象範囲の蓄電池部、電力変換装置、計測装置、その他、組み合わせが異なる場合は、組み合わせごとに型番登録を行うこととする。
- ③ 組み合わせる機器ごとに型番を管理している場合、必ずパッケージ化したシステムを一つの製品として認識できる『パッケージ型番』を付番することとする。

#### ■出荷証明書(保証書)発行の基本ルール

登録された型番について、1つのパッケージごとに出荷される単位で製造番号を付番した証明書を発行すること。

※出荷証明書(保証書)発行が難しい場合、製品登録が認められた製造事業者に対し、SIIがシステム上で証明書発行機能を提供します。(※別途SIIIをご確認ください)



#### 【出荷証明書】

型番	ab-1	製造番号	ab-1-2012
購入者情報	-----	お買上げ日	-----



#### 【購買証明書】

お買上日	-----	店名	-----
購入型番	ab-1	お買上げ日	-----

#### 【設置・施工完了証明書】

お買上日	-----	店名	-----
購入型番	ab-1	お買上げ日	-----

蓄電システム登録申請書 (様式1)

様式1

平成24年3月21日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ  
代表理事 赤池 学 殿

申請日を記入してください。

東京都中央区銀座8-18-11  
エスシービル5階

株式会社〇〇〇電機

環境 太郎 印

(03)-0000-0000

事業部単位の最高決裁者以上の  
捺印をしてください。

平成23年度定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金に係る  
蓄電システム登録申請書

表記の件について、次の通り必要書類を添えて申請します。

- 1 申請法人の定款
- 2 申請法人の概要
- 3 決算報告書
- 4 商業登記簿謄本
- 5 蓄電システム登録申請書 (様式1)
- 6 蓄電システム登録情報 (様式2)
- 7 蓄電システム概要1 (様式3)
- 8 蓄電システム概要2 (様式4)
- 9 蓄電システム概要3 (様式5)
- 10 製品仕様書(機器要件に係るもの)
- 11 製品カタログ、取扱説明書、添付書類、保証書 等
- 12 製品価格表
- 13 指定認証機関発行 機器安全基準チェックシート
- 14 指定認証機関発行 蓄電池部認証書
- 15 指定認証機関発行 蓄電システム認証書

## 蓄電システム登録申請書 (様式2)

様式2

【蓄電システム登録情報】

## 蓄電システム登録情報

申請日/平成 24年 3月 21日

## ●事業者情報

事業者名	フリガナ カブシキガイシャ〇〇デンキ 株式会社〇〇電機		
住所 <small>※通知書等の送付先になります</small>	フリガナ トウキョウトチュウオウクギンザ 〒 104 - 0061 東京 都 道 中央 市 区 銀座8-18-11 府 県 町 村 エスシービル5階		
代表者名 代表者番号	フリガナ カンキョウ 氏 環境	タロウ 名 太郎	( 03 ) 5565 - 4773
日本国内 サービス拠点数	3 カ所		
サービス窓口名称	蓄電システムお客様サポート	電話番号	( 03 ) 0000 - 0000
		URL	http://www.●●●●●●.co.jp

▲対象機器を公表する際にサービス窓口情報として掲載します。

## ●補助事業者申請連絡窓口情報

部署名	蓄電システム事業部	FAX 番号	( 03 ) 5565 - 4772
役職名	課長	メール アドレス	012345@abcde
担当者 氏名	フリガナ カンキョウ 氏 環境	ジロウ 名 次郎	電話番号 携帯※ ( 03 ) 5565 - 4773 ( 090 ) 0000 - 0000

※携帯番号があれば、ご記入ください。

▲常時連絡がとれる電話番号をご記入ください。

## ●対象機器認定後の補助事業者窓口情報

窓口名称	蓄電営業部	電話番号	( 00 ) 5555 - 2222
窓口ご担当者	窓口 太郎	URL	012345@abcde

## ●蓄電システム名称・型番

	パッケージ(製品)名称	パッケージ型番	公表する型番
申請No.1	スタンドアロン方式蓄電システム	ABC-1234	ABC-1234
申請No.2			
申請No.3			
申請No.4			
申請No.5			

▲複数申請の場合は申請Noを合わせ、名称をご記入ください。

▲登録するパッケージ型番と公表する型番(カタログ等)が異なる場合はご記入ください。

蓄電システム 申請対象件数	1 件
---------------	-----

蓄電システム登録申請書 (様式3)

様式3 ※パッケージ型番毎にご記入ください。

【蓄電システム概要1】

申請No

**システム概要(記入例)**

申請No.	パッケージ(製品)名称	パッケージ型番	公表する型番
1	スタンドアロン方式蓄電システム	ABC-1234	ABC-1234

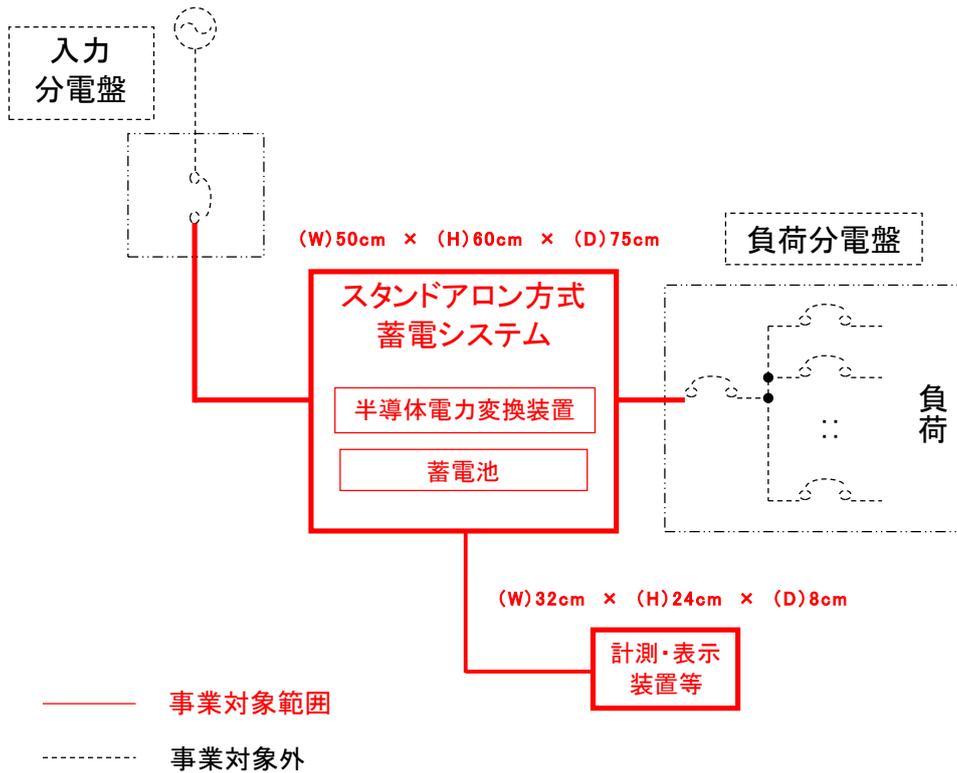
機器標準価格	¥3,000,000		
機器サポート期間	2012年4月 ~ 2017年4月		
設置工事	工事有り	<u>工事無し</u>	(どちらかに○)
設置場所	<u>屋内用</u>	屋外用	(どちらかに○)
系統連系	系統連系有り	<u>系統連系無し</u>	(どちらかに○)
サイズ	(幅) 50 cm × (高さ) 60 cm × (奥行き) 75 cm		
重量	100 kg		
URL	<a href="http://www.***.abc@12345">http://www.***.abc@12345</a>		

※複数機器からなる場合は蓄電池部のサイズを記載のこと

蓄電システム概要図 (※1)

※対象となる蓄電システムおよび付帯する設備の範囲を明記してください

※対象蓄電システム構成と、各機器の外形寸法を明記してください



※1 詳細欄が足りない場合は、別途作成して添付してください。

蓄電システム登録申請書 (様式4)

様式4 ※パッケージ型番毎にご記入ください。

【蓄電システム概要2】

申請No

**システム概要(記入例)**

申請No.	パッケージ(製品)名称	パッケージ型番	公表する型番
1	スタンドアロン方式蓄電システム	ABC-1234	ABC-1234

**1. 蓄電池部**

(1) 品名ならびに型番

蓄電池部品名	蓄電モジュール
蓄電池部型番	BM-1234

(2) 定格容量、公称電圧および蓄電容量

単電池の定格容量	3.0	Ah
単電池の公称電圧	3.6	V
使用する単電池の数	256	個
蓄電池の蓄電容量	2.8	Wh <input checked="" type="radio"/> kWh <input type="radio"/> MWh

※蓄電池の蓄電容量の単位(Wh・kWh・MWh)については該当するものに○印を記入。

(3) 耐久性試験結果

サイクル試験後の容量 (定格容量に対する割合)	70	%	1000	回
保存寿命試験後の容量 (定格容量に対する割合)	80	%	50	°C

**2. 蓄電池部認証登録** ※認証書の内容をご記入ください。

認証機関への申請者名	株式会社〇〇電機
申請した機器の型番	BM-1234
認証機関名	電気安全環境研究所(JET)
対象規格等	SBA S1101:2011
認証番号等	*****
認証日等	2012年3月15日

蓄電システム登録申請書 (様式5)

様式5 ※パッケージ型番毎にご記入ください。

【蓄電システム概要3】

申請No

システム概要(記入例)

申請No.	パッケージ(製品)名称	パッケージ型番	公表する型番
1	スタンダアロン方式蓄電システム	ABC-1234	ABC-1234

1. 蓄電システム

(1) 品名ならびに型番

蓄電システム品名	スタンダアロン方式蓄電システム
蓄電システム型番	ABC-1234

(2) 定格出力と出力可能時間

定格出力	800	<input checked="" type="radio"/> W ・ kW ・ MW
出力可能時間	210	分
必要とする外部電力	0	W ・ kW ・ MW

※定格出力及び必要とする外部電力の単位(W・kW・MW)については該当するものに○印を記入。

(3) 出力可能時間の例示

1	モード名称	UPSモード	
	出力	500	<input checked="" type="radio"/> W ・ kW ・ MW
	出力可能時間	335	分
	必要とする外部電力	0	W ・ kW ・ MW
2	モード名称		
	出力		W ・ kW ・ MW
	出力可能時間		分
	必要とする外部電力		W ・ kW ・ MW
3	モード名称		
	出力		W ・ kW ・ MW
	出力可能時間		分
	必要とする外部電力		W ・ kW ・ MW

※出力及び必要とする外部電力の単位(W・kW・MW)については該当するものに○印を記入。

※枠内に記入しきれない場合は別添の例示リストとして提出ください。

2. 蓄電システム認証登録 ※認証書の内容をご記入ください。

認証機関への申請者名	株式会社〇〇電機
申請した機器の型番	ABC-1234
認証機関名	電気安全環境研究所(JET)
対象規格等	「蓄電システムの一般及び安全要求事項」及び「蓄電システムの一般及び安全要求事項(2)」
認証番号等	*****
認証日等	2012年3月16日